



GENTOS®



# ちゃんと積んでますか? 停止表示器材

えっ?! 知らなかった...  
じゃ済まされません!



## 表示をしないと 罰則となります!



高速道路上で故障や事故などで停車する際には、表示義務が道路交通法で定められている停止表示器材。

**表示しないと違反なのに、車やバイクに標準装備されていません!**

高速自動車国道(高速道路)および、自動車専用道路上で自動車を停止する時に、停止表示器材の表示をしなかった場合、「**故障車両表示義務違反**」になり、

大型車の場合は**7,000円**、普通車と二輪車は**6,000円**、

小型特殊車は**5,000円**の**反則金**が科されます。

**また、いずれの車種の場合も違反点数1点がつきます。**

それだけでは  
ありません!

停止表示器材を使用しないと

### 二次被害で死亡事故に

繋がる事がリスクが高くなります

後続車両の衝突を受けて死亡する

「人と車が衝突する死亡事故」「車内留守中に衝突を受ける死亡事故」が、合わせて**49件**(高速道路における**全死亡事故に占める割合25%**)発生。

※平成24年のデータより 警察庁のまとめ